

総務委員会資料

○予算案

第103号議案 令和6年度島根県一般会計補正予算（第4号）＜関係分＞・・・・・・・・ P 1

第105号議案 令和6年度島根県証紙特別会計補正予算（第1号）＜関係分＞・・・・ P 1

○報告事項

収入証紙の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

令和6年10月1日・2日

出 納 局

R 6 年度 9 月 補正 予算

出納局

○一般会計

【歳 出】

(単位：千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	概要
総額	572,470	14,762	587,232	財源 ④ 14,762
1 一般職給与費	229,271	14,762	244,033	一般職員 34人

○証紙特別会計

【歳 入】

(単位：千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	概要
総額	1,179,174	0	1,179,174	
1 県税・使用料及び手数料	1,118,007	▲ 48,623	1,069,384	
2 繰越金	61,167	48,623	109,790	

【歳 出】

(単位：千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	概要
総額	1,179,174	0	1,179,174	
1 一般会計繰出金	1,176,574	0	1,176,574	財源 ④ (証紙収入) ▲48,623 (繰越金) 48,623
2 証紙返還金	2,600	0	2,600	

収入証紙の廃止について

公金納付のデジタル化及び県民の利便性の観点から、令和5年12月より関係団体と調整を行いながら収入証紙の廃止に向けた検討を行ってきたが、このたび、収入証紙を廃止し、証紙に代わる納付方法を整備することとした。

1. 廃止の理由

- ・「行政手続きのオンライン化」「公金納付のデジタル化」の動き
- ・県民等からのオンライン申請やキャッシュレス決済等への要望
- ・収入証紙の購入場所や時間、支払い方法が限定されるなど利用者の利便性に課題
- ・元売りさばき人の山陰合同銀行からの業務返上の申し入れ

2. 収入証紙に代わる納付方法案

- (1) オンラインでの納付（電子申請・納付）
 - ・しまね電子申請サービス等による納付
 - クレジットカード決済やペイジー（インターネットバンキング等）等による納付
 - (2) 納入通知書、納付書による納付
 - ・県が発行する納入通知書、納付書を利用した金融機関窓口、コンビニエンスストアでの納付
 - ・eLTAX（エルタックス：地方税共同機構が運用している地方税ポータルシステム）によるクレジットカード決済、スマートフォン決済アプリ等による納付
 - (3) 県の申請窓口におけるキャッシュレス端末による納付
クレジットカード決済、コード決済、電子マネーによる納付
 - (4) 県の申請窓口における現金による納付
- ※手続きにより利用できる納付方法が異なり、全ての納付方法が利用できるものではない。

3. 今後の予定

令和6年10月	パブリックコメントの実施
令和6年11月議会	常任委員会でパブリックコメントの結果報告
令和7年2月	2月議会に収入証紙条例の廃止条例案を提出
令和7年3月末	収入証紙条例廃止（公布）
令和7年度中	収入証紙の廃止と新たな納付方法について県民周知
令和8年3月末	収入証紙の販売終了 ⇒ 収入証紙条例廃止（4月1日施行）
令和8年9月末	収入証紙による納付終了（完全切替）
令和13年3月末まで	未使用の収入証紙の還付

※ただし、収入証紙廃止までの間もできるところからキャッシュレス決済の併用対応を行う。